

# デジタル化時代における 損害論の審理

特許法第102条に関する知財高裁大合議判決を踏まえて

2023年(令和5年) **4/6(木)** 13:30~17:00  
(開場13:00)

参加無料 事前申込制

同時開催

大阪弁護士会館2階ホール / オンライン (Zoomウェビナー)

事前申込制: 4月3日(月) メ切 会場定員: 300名 / オンライン定員: 1,000名

※新型コロナウイルスの感染状況により変更する可能性があります。

## 第1部

### 基調講演 (90分)

大鷹 一郎 氏 (知的財産高等裁判所長)

主催: 大阪弁護士会

共催: 大阪弁護士会知的財産法実務研究会、弁護士知財ネット

後援: 日本弁理士会関西会、一般社団法人日本知的財産

協会、日本知的財産仲裁センター関西支部、日本ラ

イセンス協会、一般社団法人大阪発明協会、一般財

団法人経済産業調査会近畿支部、大阪大学知的基

盤総合センター

## 第2部

### パネルディスカッション (100分)

パネリスト: 大鷹 一郎 氏 (知的財産高等裁判所長)

室谷 和彦 氏 (大阪弁護士会 弁護士)

山田威一郎 氏 (大阪弁護士会 弁護士)

添田 雅人 氏 (株式会社日立製作所 弁護士)

モデレーター: 辻村 和彦 氏 (大阪弁護士会 弁護士)

キックオフスピーカー: 佐野みず紀 氏 (大阪弁護士会 弁護士)

角川 博美 氏 (大阪弁護士会 弁護士)

坂根 大亮 氏 (大阪弁護士会 弁護士)

デジタル化時代における  
損害論の審理特許法第102条に関する  
知財高裁大合議判決を踏まえて

して、極めて注目される判決となっております。

また、裁判実務においては、近年、Teamsを用いたウェブ  
期日や、電子データによる書面提出システム(mints)の導  
入等のIT化への対応の努力が継続されてきたところ、令和  
4年の民事訴訟法の改正により、裁判手続の本格的なデジ  
タル化とこれに則した適正な審理方法の検討が進められて  
いるところであり、特に、精密化するとともに長期化してきた  
知的財産に係る損害論審理のあり方については、活発な議  
論が必要とされることとなります。

本シンポジウムでは、知財高裁所長である大鷹一郎裁判  
官をお招きして、前半の基調講演で、特許法の損害論に関  
して、裁判例を踏まえた現在の理論状況を整理していただ  
くとともに、適正かつ迅速な審理を実現するために検討す  
べき課題等について、ご講演いただきます。

また、後半のパネルディスカッションでは、引き続き、大鷹  
一郎裁判官に御登壇いただくとともに、本分野に精通する  
弁護士及び企業の知財担当者を交えて、知的財産を巡る  
紛争における損害論の最新の理論及び裁判所と当事者が  
取り組むべき審理の課題と解決に向けて、知財紛争のユー  
ザーである企業の知財担当者にも分かり易く、実務に沿った  
議論をさせていただきます。

昨年、知財高裁の大合議事件である椅子式マッサージ  
機事件(令和2年(ネ)第10024号)において、特許法第102  
条第2項及び第3項の重畳適用を肯定する判断が示されま  
した。損害賠償請求に関する知財高裁の大合議事件として  
は、特許法第102条第1項において、販売数量の減少による  
逸失利益に加えてライセンス機会の喪失による逸失利益を  
請求することを認めた令和元年改正の施行前に、ごみ貯蔵  
機器事件(平成24年(ネ)第10015号)、炭酸パック化粧料  
事件(平成30年(ネ)第10063号)、美容器事件(平成31年  
(ネ)第10003号)の3件の判決が出され、損害額の推定規  
定の適用基準について先例が蓄積されてきたところでは  
す。今回の椅子式マッサージ機事件は、これら3件の大合議判  
決を踏まえ、新しい損害論実務の規範を定立していくものと



## 申込方法 事前申込制



## オンラインでご参加



- ① 下記 URL または QR コードから、事前登録をお願いします。  
[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_ihq1rWdGQ7-rhzVYXpGdXQ](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_ihq1rWdGQ7-rhzVYXpGdXQ)
- ② 事前登録が完了しましたら、登録完了のメールが届きます。  
当日は、登録完了のメールに記載されているリンク先からご参加ください。
- ③ 事前登録をされた後、参加できなくなった場合は、速やかに登録取  
消しを行ってください。
- ④ 事前登録をされていない場合は、参加できません。
- ⑤ 定員を超えた場合は、登録できません。

- ・Zoom の操作方法等は、Zoom 公式サイトをご参考ください。  
<https://zoom.us/>
- ・Zoom での参加のための通信機器や通信回線等の利用環境はご自身  
でご準備ください。
- ・録画・録音は禁止させていただきます。
- ・インターネットを通じた配信については、ご利用されるデバイスや通  
信環境により配信できない場合や参加いただけない場合があります。  
これらの不具合については、主催者は責任を負わず、サポート対応等  
も行いかねますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

大阪弁護士会 知的財産委員会

TEL : 06-6364-1238



## 会場でご参加



- ① 下記 URL または QR コードからお申込みください。  
[https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id\\_64080f8f8e9a6](https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_64080f8f8e9a6)
- ② 会場の定員を超え、申込みを受け付けることができない場合のみ、  
個別に連絡させていただきます。
- ③ 事前申込みをされた後、参加できなくなった場合は、上記期限まで  
に問い合わせ先まで、申込みを取り消す旨の連絡をお願いします。
- ④ 事前に申込みのない方は参加(入場)できません。

## 会場での参加にあたってのご協力をお願い

- ・参加される際は、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
- ・当日は、入室前に受付で消毒用アルコールによる手指消毒及び検温に  
ご協力をお願いいたします。
- ・検温の結果、37.5°C 以上の発熱がある方、及び、体調不良の方について  
は参加をお控えいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

## 【アクセス】

〒530-0047  
大阪市北区西天満1-12-5  
大阪弁護士会館2階

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」  
下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車  
徒歩約15分

